令和８年（フ）第２４１号
神奈川県座間市東原５丁目１番10―501号
さがみ野さくら
破産者　山本　繭子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２７２号
相模原市中央区鹿沼台１丁目15番２号　ＧＦビル301号
破産者　竹葉　　強
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４６号
新潟市南区上八枚772番地１
破産者　佐々木秀行
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９４号
新潟市西区寺尾東２丁目17番６号
破産者　高橋　真哉
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３２８７号
愛知県小牧市新町２丁目49番地　Ａ号
破産者　小野　陽平
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７５３号
愛知県みよし市三好丘あおば２丁目６番地９
破産者　浦上　昇也
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２５４号
愛知県日進市浅田町東前田29番地１　ハレルアナ302、従前の住所愛知県海部郡蟹江町富吉３丁目211番地　第二伊藤コーポ303号
破産者　逸見　　梓
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３０２号
愛知県春日井市穴橋町３丁目２番地４　ボヌールⅡ201、従前の住所岐阜県土岐市泉郷町２丁目45番地
破産者　土本　知史
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３３２号
名古屋市西区上小田井１丁目262番地の１
山田ハイツ205号
破産者　塚本　優里
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３２号
愛知県春日井市高山町１丁目21番地８　アルカディア高山601号、従前の住所福岡県春日市上白水６丁目55番地　トーレ　グランデ205号
破産者　山下　雅史
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６４４号
名古屋市中川区蔦元町１丁目18番地
破産者　小野田恵美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６７５号
愛知県豊田市堤町平松36番地
破産者　清水　俊紀
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第７２２号
愛知県知立市牛田１丁目75番地　クレアール101号
破産者　土岐　剛大
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第８１号
愛知県豊田市小坂本町１丁目15番地８　シティハイツＡＴ　404号
破産者　荒井　清三
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２７８号
愛知県岡崎市真伝１丁目２番地８　シャンテｍａｒｕｗａ　101
破産者　竹田　彰久
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１３号
大阪市福島区鷺洲１丁目７番39―101号
破産者　星島麻友子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目１番19号　泉荘615号
破産者　山口　　剛
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８４１号
大阪府八尾市陽光園２丁目１番８号　ニュー陽光園ハイツ405号
破産者　にゃんだふること　大牟田愛子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３３１号
大阪府大東市錦町12番12号　アバンス大友106号
破産者　中村　博信
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部